

2019年10月18日

各 位

サンリン株式会社

## 台風19号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風19号により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、台風19号の災害に伴い、災害救助法が適用された地域及びその隣接する地域において、被災されたお客さまからの申し出により、下記のとおり電気料金等の特別措置の適用をさせていただきます。

### 記

#### 1. 対象者

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域で被災され、且つ当社と電気のご契約をされているお客さま

#### 2. 対象地域

##### 【災害救助法適用日】

10月12日

##### 【災害救助法が適用された地域】

長野県

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

##### 【隣接する地域】

長野県

駒ヶ根市、大町市、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、上水内郡小川村

### 3. 特別措置の内容

#### ① 電気料金の支払期日の延長※1

2019年9月、10月および11月料金計算分の支払期日を各々1ヶ月間延長します。  
9月分については、支払期日が災害救助法の適用日（10月12日）以降となるお客さまに限ります。）

#### ② 不適用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌日から6ヶ月に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

#### ③ 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災時同じ契約内容で2020年4月末日までに電気の使用を申し込まれる場合には、工事負担金を免除します。

#### ④ 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、2020年4月末日までに再建等のために臨時の電気の使用を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除します。

#### ⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から2020年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

#### ⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除

被災されたお客さまが2020年4月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う初回費用を免除します。

※1 支払期日とは、当社へのお支払い日となります。毎月のご請求書でご確認いただくか当社までお問い合わせください。

### 4. 特別措置の申込方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社までお申し込みください。

お申し込み先

サンリン株式会社

住所：長野県東筑摩郡山形村字下本郷 4082-3

電気専用フリーコール：0120-08-3030 受付時間：平日 9:00~17:00

または長野県内の各支店へお問い合わせください。

以上